

議案第103号

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年清水町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用する。